

報告第 1 2 7 号

平成 1 7 年 9 月 2 日承認

特別職報酬等検討委員会の設置について

特別職報酬等検討委員会の設置について別紙のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 7 年 9 月 2 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

津地区合併協議会特別職報酬等検討委員会設置規程

(設置)

第1条 新市の特別職の報酬等の額について審議するため、津地区合併協議会特別職報酬等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、会長の依頼に応じ、新市の特別職の報酬等の額について調査審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、津地区合併協議会の構成市町村(以下「構成市町村」という。)の区域内に存する公共的団体等の代表者その他住民のうちから、構成市町村の長が協議の上、会長が委嘱する。

3 委員は、審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

4 会議は、公開で行うものとする。ただし、委員長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、津地区合併協議会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に開かれる会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、会長がこれを招集する。

特別職報酬等検討委員会名簿

区 分		氏 名	備 考	
1	産業界	津商工会議所 専務理事	山 口 修	
2		河芸町商工会長	篠 木 幸 一	津北商工会
3		安濃町商工会長	増 井 政 士	津西商工会
4		一志町商工会長	山 下 弘 志	津南商工会
5		津安芸農業協同組合 代表理事組合長	別 所 千万男	
6		三重中央農業協同組合 代表理事組合長	片 岡 眞 郁	
7	労働界	津地区同盟議長	西 出 博	
8		中勢地区労センター議長	村 上 和 美	
9	学識経験者	白山町自治会連合会長	岩 脇 文 郎	新市自治会連合会 設立準備会
10		久居市婦人会連合会会長	前 川 光 子	
11		元三重県議会議長	石 井 三 好	